水戸市大場小学校いじめ防止基本方針

水戸市立大場小学校

＜目　次＞

Ⅰ　いじめ防止のための基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

1　いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　いじめに対する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

3　いじめに対する本校の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

(1) 水戸市立大場小学校いじめ対策委員会の設置

(2) いじめの未然防止に向けて

(3) いじめの早期発見のために

(4) いじめの早期解消のために

4　重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

Ⅱ　資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

1　いじめ問題の理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

(1)　いじめの態様

(2)　いじめの構造

2　いじめ防止対策推進法（概要）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

Ⅰ　いじめ防止のための基本方針

1　いじめの定義

いじめとは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童　等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお，いじめの発生場所は，学校の内外を問わない。

〔いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第２条第１項〕

※「一定の人的関係のある者」

同じ学校・学級や部活動の者，当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など，当該児童が関わっている何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的又は物理的な影響を与える行為」

＜心理的な影響を与える行為＞

- ◆　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，いやなことを言われる。
- ◆　仲間はずれや集団による無視をされる。
- ◆　いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをさせられる。
- ◆　パソコンやスマートフォン,タブレット等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

＜物理的な影響を与える行為＞

- ◆　ぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。金品をたかられる。
- ◆　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

2　いじめに対する基本的な考え方

本校職員は，以下の認識をもって指導に当たり，毎年度研修を重ね，いじめの未然防止に努めるものとする。

(1) いじめは，いかなる理由があるとも許されない。
(2) いじめは，人権を著しく侵害し，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
(3) いじめは，どの学校でも，どの学級でも，どの児童にも起こり得るものである。
(4) いじめの場に居合わせる「観衆」「傍観者」も，いじめを助長する存在である。
(5) いじめは，大人の目の届かないところで起こることが多く，発見しにくい。
(6) いじめられている側にも責任があるという認識は間違いである。
(7) いじめられている児童を確認したときは，その児童の立場に立ち，絶対に守り通すという意識で児童に寄り添う。
(8) いじめている児童に対しては，毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
(9) いじめはその行為の態様により，犯罪行為として取り扱われる場合もある。
(10) 日頃から，保護者との信頼関係を大切にし，地域や専門機関との連携協力に努める。

＜発達段階によるいじめの特徴＞

【低学年】 ○ 自分の感情を上手に表現できないことから手が出てしまう。
○ かかわり方の不器用さから相手に不快感を与える。

【中学年】 ○ 仲間はずれや無視など心理的ないやがらせが見られるようになる。
○ 嫉妬心や支配欲から，いたずらやいやがらせをする。
○ 自分たちの集団と異なる雰囲気をもった相手を排斥しようとする。

【高学年】 ○ 仲間はずれや無視，執拗に悪口を言うなど心理的ないじめが多くなる。
○ 小集団同士の対抗意識が激しくなり，いじめに発展することが多い。
○ いじめがあっても，それをいじめと認める割合が急激に減少する。

【中学生】 ○ 他者がいじめられることを愉快に感じたり，他者がいじめられていることに無関心を装ったりする行為がしばしば見られる。

3　いじめに対する本校の取組

(1) 「水戸市立大場小学校いじめ対策委員会」の設置

① 構成員

＜　いじめ対策委員会（常時及び発生時）　＞

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，該当の学級担任
スクールカウンセラー(SC)

② 役　割

○　未然防止のための教職員研修の計画（年間３回以上　教頭，教務主任）
○　いじめの相談・通報の窓口（養護教諭）
○　いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有（生徒指導主事）
○　いじめを認知した場合の情報の迅速な共有，関係ある児童生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携等の対応についての助言指導（校長，教頭，SC）

(2) いじめの未然防止に向けて

① 児童による主体的ないじめ防止活動の取組

児童がいじめ問題を自分のこととして考え，自ら活動できるよう児童の主体的な取組を通して，いじめを許さない集団になるよう働きかける。

○　計画委員会が中心となり，マナーアップ運動やあいさつ運動，いじめをなくす取組等を企画し，年間を通じて全校児童が関わる場を設定する。
○　縦割り班活動など学校行事に異学年が支え合って取り組むような活動を意図的に実践する。
○　総合的な学習の時間等の中で，地域でのマナーや社会のルールを習得できる場面を設定する。

○　自分たちで学級のルールをつくる話合いを行うなど，特別活動の時間を充実させる。
○　道徳の時間等を通して，社会が抱える問題を考えたり，地域での自分の行動を見つめさせたりする。

②　教職員の資質向上に向けた取組
○　すべての教育活動を通して，自分を大切にすることと同時に，他者を大切にする授業づくりを行う。
○　学校生活での悩みの解消を図るために，SC 等を活用した研修を計画的に実施する。
○　教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように，言動には細心の注意を払うとともに，教職員が相互に注意し合える環境を醸成する。
○　常に，いじめに対する危機感をもち，教職員の研修を充実させ，教育相談体制の整備，相談窓口の周知徹底を図る。
○　地域や関係機関との定期的な情報交換を行い，日常的な連携を深める。

③　家庭の役割
保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであり，我が子がいじめを行うことのないよう，規範意識を養うための指導，その他の必要な指導を行うよう努めなければならない。そのためにも，家族の一人一人が，いじめに対する正しい認識をもつことが必要である。
○　いじめか否かについては，いじめを受けている側の立場になって考える姿勢をもち，子どもに適切な教育をする。
○　日頃から学校との意思疎通と協力体制を確立しておく。
○　我が子がいじめを受けたとき，子どもの SOS をキャッチできるよう，子どもの変化を見逃さないようにする。
○　我が子がいじめに関与したとき，子どもが自分の行為と向き合い，安心して事実を話せる雰囲気づくりに努める。
○　子どもがいじめに関与した事実を話したときは，それを謙虚に受け止め，子どもと共に悩み考え，行った行為に向き合い，いじめを受けた子に心から謝罪しようとする姿勢をもつ。

(3) いじめの早期発見のために
いじめは，目の届きにくいところで発生することが多いため，学校・家庭・地域が協力して実態把握に努める。
①　日常における児童の小さな変化やサインを見逃さない。（「いじめ発見チェックリスト」の活用，校内巡視，相談ポストの確認など）
②　定期的なアンケート調査の実施。（毎月実施）
③　校内オンライン相談窓口を開設（１人１台端末のアンケート機能の活用）
④　不安や悩みは相談することで解消に向かうことを知らせる。
⑤　児童の行動に目を向ける。
⑥　保護者と情報を共有する。（連絡帳の活用，電話連絡・家庭訪問，あいさつ運動など）
⑦　地域・関係機関と連携する。（地域行事への参加，関係機関・民生委員との情報交換など）

☆「いじめ早期発見チェックリスト」

チ　ェ　ッ　ク　項　目	
日頃と違う表情（視線に注目）をしていないか。	
理由のはっきりしない遅刻や欠席はないか。	
落ち着きがない，おどおどしている等の様子はないか。	
グループをつくるときにいつも最後まで残っている児童はいないか。	
友だちからのあいさつや言葉がけが少ない児童はいないか	
一緒に遊んでいる友だちに，異常なほどの気遣いをしていないか。	
特定の児童が失敗すると，やじられたり，笑われたりしていないか。	
学級全体に無気力感が漂っていないか。	
一部のボス的な児童を中心に小集団化して，相互の対立や享楽的雰囲気はないか	

☆「児童を観る具体的な視点」

Ａ　いつも一人で登校するか，友だちと登校していても表情が暗い。
Ｂ　朝早く登校したり，遅く登校したりしている。
Ｃ　自分からあいさつをしようとせず，友だちからのあいさつや声かけもない。
Ｄ　教師からのあいさつの声かけに対し，はっきりとした返事が返ってこない。
Ｅ　元気がなく，顔色がすぐれない。
Ｆ　はっきりした理由もなく欠席する。
Ｇ　健康観察で元気のない返事をしたり，返事をしなかったりする。
Ｈ　健康観察で，頭痛・腹痛・体調不良をよく訴える。
Ｉ　遅刻・早退が目立ってきている。
Ｊ　発言や態度に，異常なほど周囲への気遣いが見られる。
Ｋ　次の学習の準備をしないで，ぼんやりしていたりそわそわしている。

☆「教師自らを振り返る視点」

ア　児童の登校時刻，形態等を把握し，それに応じた温かい対応ができているか。
イ　教師の側から「おはよう」の声かけをし，児童の心理状態を把握しているか。
ウ　朝自習での態度やでき具合等を把握し，称賛・励ましと児童相互の教え合いを奨励しているか。
エ　健康観察で一人一人を視診するとともに気になる子への声かけをしているか。
オ　朝の会で，一日の予定をきちんと説明し，目的をもった生活をしようとする意欲をもたせているか。
カ　欠席した児童に対する温かい思いやりを学級成員（児童一人一人）に伝える工夫をしているか。
キ　児童の遅れてくる原因を追及する前に，温かく迎える雰囲気を作っているか。
ク　次の学習に対しての意欲づけをしているか。

(4) いじめの早期解消のために

いじめを認知したときは，早期解消を目指して，学校全体で組織的に対応する。

① いじめられている児童やその保護者の立場に立ち，迅速で詳細な事実確認を行う。

② 学級担任等が一人で抱え込むことのないように，学校全体で情報を共有する。

③ いじめの起こった事実に基づき，児童やその保護者に説明責任を果たす。

④ 加害児童には，行為の善悪をしっかり理解させ，反省させるとともに，指導・支援をしていく。

⑤ 法を犯す行為に対しては，早期に児童相談所や警察等に相談して協力を求める。

⑥ いじめが完全に解消するまで，少なくとも３か月間は継続的に観察・指導する。

※被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を目安）継続していること。被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。〔第２－３－(１)「いじめ解消」の定義〕

⑦ 保護者とも継続的に連絡を取り合う。

⑧ 必要に応じて，SC やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの派遣を要請し，関係児童の心のケアに努める。

＜いじめ発生時における連絡体制＞

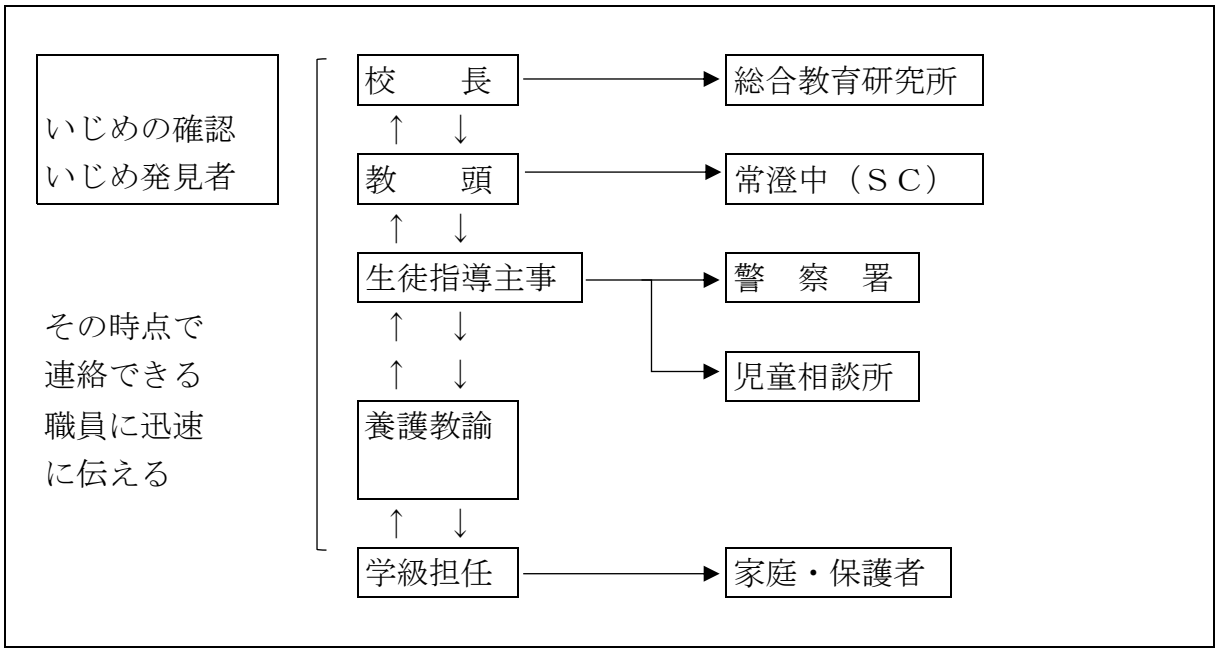

＜いじめ問題の解決のために＞

○ 学級全体が被害者を嫌悪するようないじめの場合には，被害者の孤立感を代弁しながら，加害者を相手の立場に立たせていくような指導を行う。

○ 同性の仲間集団に見られるグループ間の力関係を誇示するようないじめの場合には，加害者に自分の行為を客観的に見つめ直すような指導を行う。

○ 被害者が仲間集団に拘束されているような場合には，集団内での行為が悪ふざけなのか，いじめなのかを区別する必要がある。その場合，加害者は「責任の回避」や「危害の否定」，「非難する者への非難」など，いじめを正当化することがある。当事者だけでなく，それ以外の言動や日頃の観察を通した指導が必要である。

＜いじめ問題への対応の流れ＞

本人からの訴え

保護者からの報告

いじめの発見・確認

児童からのサイン

友だちからの報告

一次対応

【いじめられた児童へ】
○事実関係の確認
○心のケア
・安全の保障
・不安への支援

【いじめた児童へ】
事実関係の確認

【周囲の児童へ】
事実関係の確認

【保護者との連携】
○事実関係の報告
○信頼関係の構築

全職員による情報共有

水戸市総合教育研究所

いじめ対策委員会

・事実と課題の確認

関係機関との連携

二次対応

【いじめられた児童へ】
○チームで支援
○カウンセラーの陽性

【いじめた児童へ】
○いじめの態様に応じた指導･支援

【保護者との連携】
○指導方針の報告
○情報交換の継続

【学級での指導】
○共感的な人間関係の醸成
○自己存在感を実感できる学級づくり

三次対応

【いじめられた児童へ】
○友人づくりの促進
○対人関係づくりの修復

【いじめた児童へ】
○人間関係づくりの改善
○規範意識の育成

【保護者との連携】
○家庭教育力の向上

【学級での指導】
○人権意識を高める道徳・特別活動の実践
○いじめを未然防止・解決できる学年・学級づくりの充実

4　重大事態への対処

(1) 重大事態とは

①　「いじめにより生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）

児童が自殺を企図した場合	身体に重大な傷害を負った場合	金品等に重大な被害を被った場	精神性の疾患を発症した場合

②　「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

年間 30 日を目安として欠席した場合	一定期間連続して欠席しているような場合

（※「児童生徒や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」を含む。）

(2) 重大事態の報告

迅速に 教育委員会（総研）への報告 ⇒ 市長への報告

(3) 重大事態の調査（「いじめ問題対策協議会」の設置）

①　重大事態が生じた場合は，弁護士，精神科医，SC，SSW 等の専門的知識を有するもののほか，第三者からなる組織を設け調査する。

②　重大事態が発生したことを真摯に受け止め，全校児童及び保護者に対しアンケート調査等を行い，事実関係を把握し，調査委員会に速やかに提出する。その際，被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。

③　いじめを受けた児童及びその保護者に対しては，学校として説明責任があることを自覚し，真摯に情報を提供する。その際，個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

(4) 重大事態が発生したときの調査の指針等

①　基本的な考え方

ア　事後の自殺防止のため，学校・教育委員会が主体的に行う必要がある。

イ　自殺の多くは，複数の要因からなる複雑な現象である。

ウ　調査の実施主体はいじめられた児童の保護者の要望・意見を十分に聴取するとともに，できる限りの配慮と説明を行う必要がある。

エ　学校・教育委員会は平素から，背景調査を適切に実施できるよう備える必要がある。

②　留意事項（一部抜粋）

ア　初期の誠実な対応・・・・・・・・・・学校・教育委員会は速やかにいじめられた児童の保護者と連絡

イ　初期調査の実施と遺族への説明・・・全ての教員から迅速に聴取，関わりの深い在校生からもできる限り聴取，速やかにいじめられた児童の保護者に説明

ウ　詳しい調査についてのいじめられた児童の保護者と協議・・・いじめられた児童の保護者の要望がある場合など，更に詳しい調査

エ　必要に応じた調査委員会の設置・・・遺族が学校や教育委員会が主体となる調査を望まない場合，中立的な立場の専門家を加えた調査委員会の早期設置

＜重大事態への対応の流れ＞

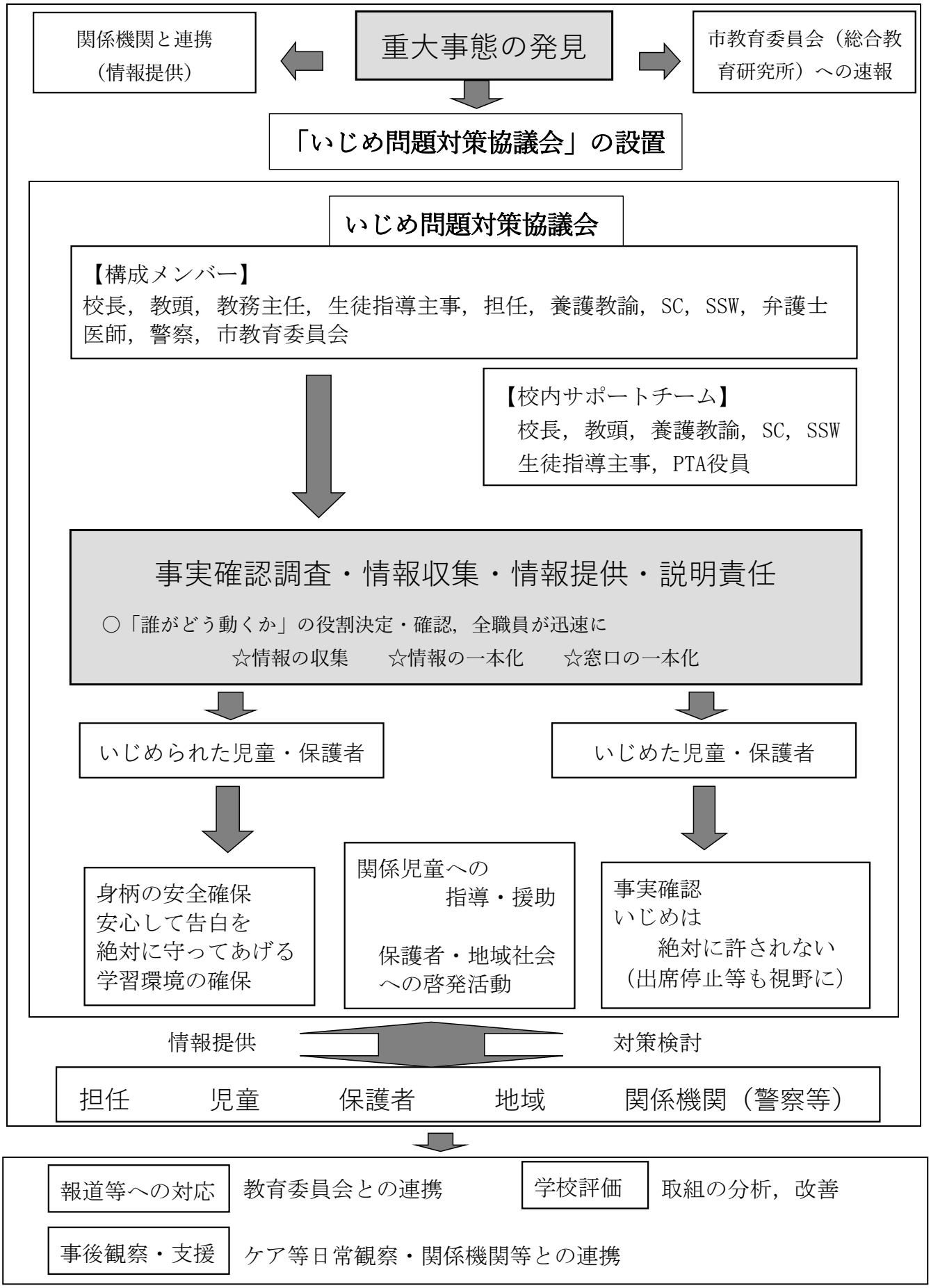

報道等への対応	教育委員会との連携	学校評価	取組の分析，改善
事後観察・支援	ケア等日常観察・関係機関等との連携		

※　重大事態を認知した時点で，緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ，組織的に対応する。同時に，校内サポートチームによって，児童のメンタルヘルスのケアを行う。

Ⅱ　資　料

1　いじめ問題の理解

(1) いじめの態様

①　冷やかしやからかい，悪口や脅し，いやなことを言われる。
②　仲間はずれ，集団から無視される。
③　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
④　強くぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
⑤　金品をたかられる。
⑥　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
⑦　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
⑧　パソコンやスマートフォン, タブレット等で，誹謗中傷やいやなことをされる。

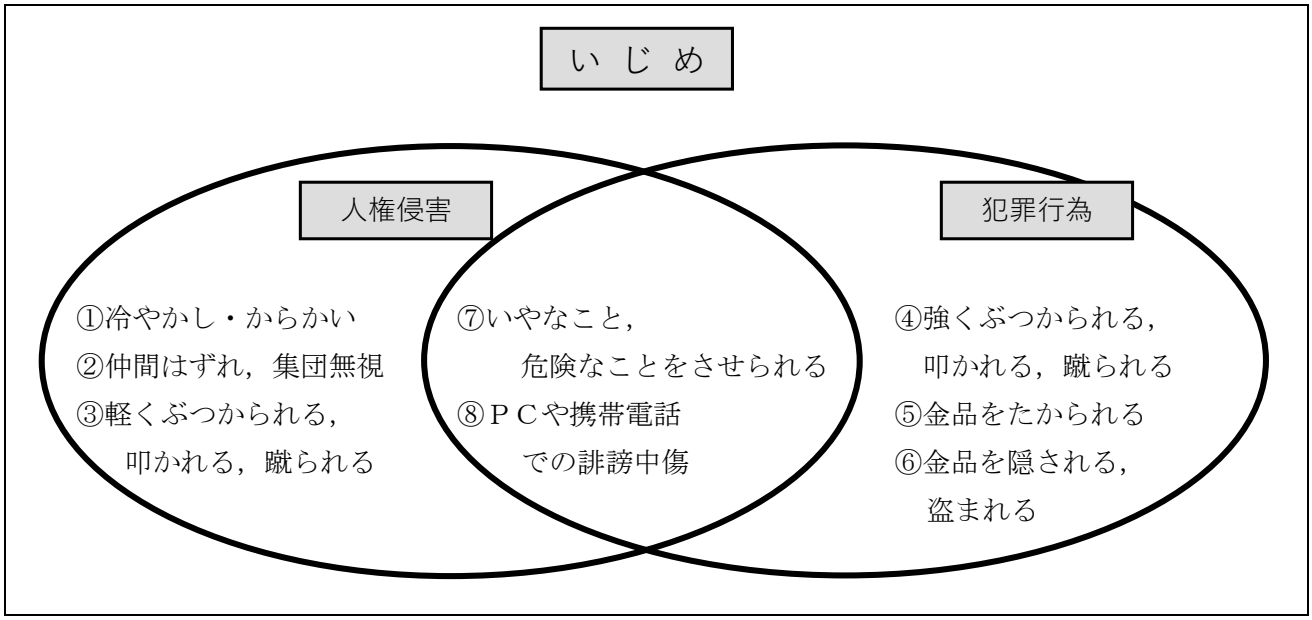

(2) いじめの構造

いじめは，単にいじめられる子どもといじめる子どもの関係だけでとらえることはむかしい。いじめは「観衆」や「傍観者」などの周囲の子供たちの反応が大きく影響している。

２　いじめ防止対策推進法（概要）

一　総　則

１　「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。

※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）

２ いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

二　いじめの防止基本方針等

１　国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。

※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務

２　地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

三　基本的施策・いじめの防止等に関する措置

１　学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動について定めること。

２　学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。

３　個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。

４　懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

四　重大事態への対処

１　学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、１の調査を行ったときは当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。

３　地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による１の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

五　雑　則

学校評価における留意事項及び高等専門学校における措置に関する規定を設けること。